

## 令和元年度 社会福祉施設に対する指導監査結果について

施設名 幼保連携型認定こども園  
五字ヶ丘幼稚園

設置者 学校法人 五字ヶ丘学園(法人番号5140005013458)  
(本市監査対象外)

監査実施日 令和元年10月17日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 大型遊具の業者による安全点検で雲梯について「ボルトが欠落している ので早急につけてください」とあり評価も「使用禁止」となっていた。し かし、園での修理の予定はなくその後も使用し続けていた。園には児童の 安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、早急に対応す ること。	改善済
2 小口現金について6月末と7月の繰り越し分の金額に50,034円の 乖離があった。 現金の管理及び小口現金出納帳の記載を下記のような方法で厳正に行うこ と。 ・小口現金出納帳への記載は領収書等に基づき漏れなく正確に記載するこ と。 ・金銭の受払保管は厳正確実に行うものとし、その在高は常に当該帳簿と 照合すること。 ・金額に乖離があった場合は、原因を調査すること。	改善予定
3 ・2号認定こどもの主食費について、主食の食材料費のみを算定根拠とす ること。 ・「教育環境充実費」及び「施設維持費」の算出根拠について説明出来る ようにしておくこと。 ・特定教育費の算出根拠に保育教諭の給料全額を算入している。保育教諭 は特別教育以外の仕事もしているため、給料の全額を算出根拠に入れるこ とは適当ではない。特別教育の仕事と特別教育以外の仕事を按分する等適 切な算出を行うこと。 ・体操服代等保護者から徴収している金額と実際にかかった金額に乖離が ある。実費徴収の金額は「実際の便宜の提供に要する費用」とされている ところ、これらは実費相当額の徴収と認められないので、保護者に返金す る、その他の徴収で精算する等、還元を行うこと。	改善予定

令和2年1月20日現在